

平成24年 2月24日

各 位

証券会員制法人 福岡証券取引所  
自主規制部

## パブリック・コメントの実施について

本所は、下記の要領で、パブリック・コメントの募集（規制の設定又は改廃についてのご意見募集）を実施することといたしましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. パブリック・コメントの内容

- ・平成23年金融商品取引法改正及び売買単位の集約に係る上場制度の整備等について

#### 2. 意見提出方法等

(1) 提出期限：平成24年 3月 9日(金)

(2) 提出方法：郵送、ファクシミリ、E-mail

(3) 提出先

郵送の場合：〒810-0001 福岡市中央区天神2-14-2

証券会員制法人 福岡証券取引所 総務部

FAXの場合：092-713-1540

E-mailの場合：pc@fse.or.jp

#### 3. 公表資料の入手方法

本所ホームページ(URL <http://www.fse.or.jp/>)及び本所窓口での配布

#### 4. 意見等処理方法

提出期限の翌日以降、本所ホームページに掲載いたします。

以 上

#### 【問い合わせ先】

証券会員制法人 福岡証券取引所 自主規制部

TEL(092)741-8231

## 平成23年金融商品取引法改正及び売買単位の集約に係る上場制度の整備等について

平成24年 2月24日  
証券会員制法人 福岡証券取引所

### 趣旨

政府の「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）の実現に向けて、「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第49号）が本年4月より施行され、我が国における新株予約権無償割当てによる増資（いわゆるライツ・オフリング）の利用の円滑化を図るため開示制度が整備されるとともに、外国企業による我が国での資金調達を促進するため英文開示の範囲が拡大されることを踏まえ、上場制度についても所要の整備を行うこととします。加えて、東日本大震災の影響等を踏まえ延期していた「売買単位の集約に向けた行動計画」（平成19年11月27日公表）を推進するための制度整備を行うなど、所要の見直しを行うこととします。

### 概要

項 目	内 容	備 考
1. 金融商品取引法の改正を踏まえた対応 (1) 新株予約権の上場基準の見直し	<ul style="list-style-type: none"><li>株主平等原則の趣旨に反することが明らかな場合など、公益・投資者保護の観点から適当でないと認められる場合には、上場を承認しないこととします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>※新株予約権の上場の可否についての予測可能性を高めるため、例外として上場を承認しない場合を明確化する趣旨です。</li><li>・外国居住株主による新株予約権の行使を制限するライツ・オフリングにおいて、その制限の必要性又は相当性が認められないことが明らかな場合には、左記の場合に該当するものとします。</li></ul>
(2) 英文開示の範囲拡大への対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国会社は「上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」の作成に際して外国会社届出書（外国市場において外国の法令等に基づいて英語で開示されている有価証券届出書に類似する書類）を利用できることとします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・外国会社報告書を有価証券報告書として取り扱うなど、英文開示の対象とされている他の法定開示書類についても必要な手当てを行います。</li></ul>

項 目	内 容	備 考
<p>2. 売買単位の集約に向けた対応</p> <p>(1) 100株と1000株への集約</p> <p>(2) 100株への統一に向けた努力義務の新設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上場会社に対して、単元株式数を100株とすることを義務づけます。ただし、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社は除きます。</li> <li>・ 上場会社が、単元株式数を100株とすることを、企業行動規範の「望まれる事項」として規定します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単元株式数が1株、10株、50株又は500株となっている上場会社は、平成26年4月1日までに、100株に移行するものとします。</li> <li>・ 同日までに移行しなかった上場会社は、公表措置の対象とします。</li> </ul> <p>※将来的に100株単位に統一することを念頭において、現在、単元株式数が1000株となっている上場会社の100株への移行を促進するために、努力義務を課すものです。</p>
<p>3. その他</p> <p>(1) 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」及び関連する実務指針等への対応</p> <p>(2) 事業再生ADRに基づく整理を行う場合の債務超過基準の特例</p> <p>(3) 外国証券取引口座開設時の手続きの見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計方針の変更又は表示方法の変更が行われた場合に開示されることとなる比較情報の数値は、上場諸基準への適合性の判断には利用しないこととします。</li> <li>・ 上場会社が事業再生ADRに基づく整理を行うことにより2年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合において、上場廃止までの猶予期間を1年間から2年間に延長します。</li> <li>・ 会員が顧客の外国証券取引口座を設定しようとするときに、顧客から受ける外国証券取引口座に関する約款に基づく口座の設定の申込みの方法に関し、申込書の受入れ</li> </ul>	<p>※事業再生ADRの利用が拡大していることを踏まえ、「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合と同様の特例を新設する趣旨です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込書の受入れ以外の方法は、外国証券取引口座約款に基づく口座の設定を申し込む旨の顧客の意思が確認できるもので、会員が定める方法とし</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>(4) 受益権等の併合又は分割への対応</p> <p>(5) その他</p>	<p>以外の方法についても認めることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権等の併合又は分割について、以下の対応を行うこととします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①流通市場に混乱をもたらすおそれ又は受益者等の利益の侵害をもたらすおそれのある受益権等の併合又は分割を行わない旨の遵守事項を新設することとします。</li> <li>②受益権等の併合又は分割を行うことを決定した場合、当該事実及びその他の必要な事項について適時開示を求めるとします。</li> </ul> </li> <li>・その他所要の改正を行うものとします。</li> </ul>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※株式会社証券保管振替機構における株式等振替制度において受益権の併合又は分割の取扱いが可能となることを踏まえた対応です。</li> <li>・日経300株価指数連動型上場投資信託受益証券及びREITについて対応します。</li> <li>・効力発生日等の取扱いは株券同様とします。</li> </ul>

**実施時期（予定）**

- ・平成24年4月を目途に実施します。